



広収第160号

補償裁決請求事件

裁決申請者（施行者）

東広島市

相手方（建築物等所有者）



平成18年8月16日

第 6 意 見 書

広島県収用委員会 御中

裁決申請者代理人

弁護士 大場民男



平成18年8月1日付け広収第160-16号通知の「意見書提出事項」について、次のとおり意見を述べる。

- ① 物理的に仮換地へ移転できなかったため除去した庭石等の所有権の帰属
[Redacted]の所有権は無くなったと解している。施行者に帰属しているかどうかについては言及しない。
- ② 引取りがなされた場合で補償金を減額する必要があると裁決申請者が意思決定した場合の減額の法的根拠と手続
引取りがなされた場合は、相手方において所有権が復活し、その分については、土地区画整理法78条1項の規定「他人に損失を与えた場合」の「損失」がなくなるので、補償の必要がない。
したがって、裁決申請から工作物移転料額の一部及び立竹木移転料額の一部を取下げる。